

市内飲食店の感染予防対策に必要な物品の経費を支援します

堺市では、市民の皆さまに安心して飲食店を利用してもらえるよう、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組む市内飲食店に対して、感染予防対策を目的とする物品購入に必要な経費の支援を以下のとおり実施します。

1 対象者

市内飲食店事業者

2 支援額

上限 50,000 円

3 対象品目

感染予防対策を目的とする、以下の物品等を対象とする予定

・ 接触感染予防対策

非接触体温計、サーモカメラ、非接触消毒液ディスペンサー

・ 換気による感染予防対策

空気清浄機、サーキュレーター

・ 消耗品（マスク、消毒液）

※マスク、消毒液のみを購入する場合は、別途、支援上限を検討中

4 受付開始

令和3年5月6日

※申請方法等、詳細については、市 HP でお知らせします

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：産業振興局 商工労働部 商業流通課
電 話：072-228-8814
ファックス：072-228-8816